

感染防止策等について

- 施設は、1棟全体を借り上げ、一般の宿泊客は利用しません。
- 施設内は、療養者のエリアとそれ以外を明確に区分し、動線上の交雑を確実に防止し、宿泊施設スタッフ等への感染防止を徹底します。
- 療養される方は、ホテルに入所したのち、退所基準*を満たすまで外出することはありません。また、施設内での生活ルールの順守についてあらかじめ同意されています。
- 療養される方は、基本的に保健所等の職員が搬送し、専用の入口から入所いただくため、ホテルの周辺を歩かれることはありません。
- 健康管理及び生活支援に関する療養者への対応は、看護師等医療専門職及び、感染症に関する研修を受講した行政職員等が行います。
- 施設内には、上記のスタッフが24時間常駐します。
- 広島県では、宿泊療養マニュアルに沿った施設運営を徹底しており、これまでも安全に運営しています。

※ 厚生労働省の示す基準のとおり、発症日（無症状者は陽性判定に係る検体採取日）から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に退所可能とします。



新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染か接触感染で感染するとされており、地域住民の皆様は、宿泊療養施設の患者さんと直接接する機会がない*ことから、感染の可能性はありません。

※ これまで空気感染の知見はないことから、一定の距離（2m程度）以上離れた場所であれば、ホテル周辺での散歩や通学時における感染はありません。